

## 第278回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和6年4月8日(月)
- 2 開催年月日 令和6年5月15日(水) 午後1時30分から午後2時46分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室

### 4 出席者

#### 委員(8名)

佐藤由也委員、高橋愛委員、佐井守委員、柏眞喜子委員、村山定雄委員、  
島川良英委員、佐野賢治委員、伊藤絹子委員

[欠席委員：菊池岩男委員、峰岸有紀委員]

#### 岩手県

佐藤農林水産部長、森山水産担当技監、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、野澤  
漁業調整課長、藤原振興担当課長、中野主任主査、高梨主任、中井技術専門幹、片  
寄技師、大内技師、工藤沿岸広域振興局水産部長、志田大船渡水産振興センター所  
長、佐藤宮古水産振興センター所長、阿部県北広域振興局水産部長、野呂内水技セ  
ンター所長

#### 事務局

横沢事務局長、大野事務局次長、堀越主任主査

#### 傍聴者

岩手県内水面漁業協同組合連合会 石田享一

#### 報道関係者

なし

### 5 委員会の議事

第1号議案 内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短  
縮について(諮問)

第2号議案 中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示  
について

第3号議案 ブラウントラウトの放流を禁止する委員会指示について

### 6 報告事項

令和5年度漁業権非設定河川への魚類放流実績について

### 7 委員会の経過

#### 横沢事務局長

それでは定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願い  
いたします。

#### 佐藤会長

ただ今から、第278回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。開催にあたり、  
一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、御出席をいただき、ありがとうございます。

また、県の方々にも、出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日は、議案3件を予定しております。御審議いただく議案につきましては、「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮」についての県からの諮問、それから、毎年度、盛岡市と釜石市からの要望に基づいて発動しております、「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示」について、それから、本県の外来魚対策として、委員会で検討を続けてまいりました、「ブラウントラウトの放流を禁止する委員会指示」について、でございます。

そのほか、県から報告事項が1件ございますので、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます、開会の御挨拶といたします。本日はよろしく申し上げます。

#### **横沢事務局長**

どうもありがとうございました。次に、本日、ご臨席をいただいております岩手県農林水産部の佐藤部長から御挨拶をいただきたいと存じます。

#### **佐藤農林水産部長**

4月から農林水産部長となりました佐藤でございます。よろしく申し上げます。

第278回岩手県内水面漁場管理委員会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。まずもって佐藤会長をはじめ、委員の皆様方には、日頃から本県の内水面漁業の振興に多大なる御尽力を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

委員の皆様方御承知のとおり、内水面漁業は、水産物の供給はもちろんのこと、河川の自然環境の維持保全や、釣り・川遊びなど自然と親しむ機会の提供により、県民の豊かな生活に大きく寄与しております。

近年は、台風の大型化や頻発する集中豪雨の発生などによる河川環境の大きな変化や、漁協組合員の高齢化に加え、釣り人口の減少に伴う遊漁料収入の減少などにより、漁場環境の維持や水産資源の増殖が難しくなってきているところでございます。

県としては、災害復旧など河川改修に努めますとともに、岩手県内水面漁業振興計画に基づき、内水面漁業による水産物の供給や多面的機能が十分に発揮されるよう、内水面漁業協同組合、遊漁団体等と連携して、あゆやさくらますの資源造成、カワウ被害防止対策など、資源の回復や漁場環境の再生等に向けまして、必要な施策を推進することとしております。

本委員会におかれましては、これまでと同様に漁場管理などの役割を担っていただきまして、内水面漁業における課題解決に向けて、御審議を賜りたいと存じます。

今後とも本委員会の御審議や御意見をもとに、内水面漁業の振興施策を推進して参りますので、引き続き御指導いただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

#### **横沢事務局長**

どうもありがとうございました。次に、職員の紹介をさせていただきます。本日は、令和6年度の最初の委員会となりますので、議事に入ります前に、4月1日付けで異動となった職員を紹介させていただきます。異動者名簿は、「会議次第」の次でございますので御覧ください。初めに、知事部局職員について、森山水産担当技監から紹介をお願いいたします。

#### **森山水産担当技監**

それでは、知事部局の職員について、お手元の名簿でご紹介いたします。

(名簿により紹介)

以上、知事部局の異動職員の紹介をさせていただきました。

#### 横沢事務局長

ありがとうございました。続きまして、海区漁業調整委員会事務局の職員について、私から御紹介いたします。

(名簿により紹介)

異動職員の紹介については、以上となります。

なお、先ほど御挨拶をいただきました佐藤農林水産部長におかれましては、業務の都合により、ここで退席されますので、よろしく願いいたします。

(佐藤農林水産部長退席)

それでは、これからの議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。

#### 佐藤会長

それでは、議事に入りますが、その前に本日の出席委員を確認させていただきます。

本日は、菊池岩男委員、峰岸有紀委員が欠席でございますが、8名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、本日の議事録署名委員についてであります。岩手県内水面漁場管理委員会規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員として、島川良英委員と伊藤絹子委員をお願いいたします。

#### 佐藤会長

それでは、第1号議案、「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について（諮問）」を上程します。事務局から説明をお願いします。

#### 横沢事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について」、諮問。要旨、岩手県知事から、漁業権が設定されていない北上川本流域において、適正な漁場管理を行うため、小型定置網（たが網を含む。）及び刺し網（複合式刺し網を除く。）による採捕の許可の有効期間を短縮することについて、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第32条第5項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します岩手県漁業調整規則の内容について御説明いたしますので、2ページを御覧願います。規則の抜粋になりますが、諮問の対象となる水産動物の採捕の許可は、第32条第1項に規定されている漁具又は漁法のうち、第2号の「小型定置網（たが網を含む。）」と、第3号の「刺し網（複合式刺し網を除く。）」の2つでございます。次に、採捕の許可の有効期間につきましては、同条第5項において「3年」と定められておりますが、ただし書きとして、「漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。」と規定されておまして、今回の知事からの諮問は、この規定に基づくものでございます。

それでは、1ページを御覧願います。令和6年4月17日付けで知事から当委員会の会

長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。本文の読み上げは省略させていただきますが、内容については、記以下の1に許可の有効期間、2に有効期間を短縮する理由が記載されておりました、これらを含めまして、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

#### 野澤漁業調整課長

水産振興課、野澤と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。大変失礼します。以降、着座にての説明をさせていただきます。

それでは、第1号議案「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について」、ご説明をさせていただきます。まずは資料6ページを御覧ください。最後の6ページになります。図1には、小型定置網及び刺し網の許可件数の推移を示してございます。凡例は、四角が小型定置網、丸が刺し網となっております、令和5年の許可数といたしましては、小型定置網が8、刺し網が24でございました。

右側の図2には、小型定置網と刺し網の総漁獲量の推移について示してございます。凡例は図1と同様で、単位は刺し網がキロ、小型定置網が尾数となっております。令和4年の小型定置網によるモクズガニの漁獲尾数は448尾、刺し網の漁獲量は、185.1kgとなっております。

下の図3には、刺し網による令和4年までの漁獲物の内訳を示してございます。令和4年には漁獲が多い魚種の順に、うぐい、にごい、こいとなっております、また「その他」の内訳は、なまず及びあゆとなっております。

それでは、2ページにお戻りいただきますようお願いいたします。岩手県漁業調整規則第32条第1項に基づきまして、小型定置網や刺し網による水産動物を採捕しようとする者は知事の許可を受けなければならないとされてございますが、漁業権が設定されていない北上川本流におきましては、県では北上川本流漁業調整方針等を定め許可を行っております。

おめくりいただきまして3ページ目には、その方針を示しておりますので、こちらの方をご覧ください。この方針の第2の(2)では、小型定置網について基本的には許可しないこととしてございますが、ただし書きに、かきの採捕を目的とする場合には、別に定める方針によって許可をすることとしております。

続いて4ページ目に、小型定置網許可方針を掲載しておりますので、御覧ください。ここでは許可の有効期間や対象者、それから採捕の期間などを定めてございます。

3ページにお戻りいただきまして、第2の(3)刺し網については、別に定める方針によって許可するというようにしておりますが、こちらの別に定める方針につきましてはおめくりいただきまして5ページを御覧ください。こちらに、刺し網の許可方針を掲載しており、許可の有効期間、それから対象者、採捕の期間などを定めてございます。

ここで、2ページをお開きください。岩手県漁業調整規則第32条第5項におきましては、採捕の許可の有効期間は3年を超えない範囲で、内水面漁場管理委員会の意見を聞いてその期間を定めることができるとされております。一方、北上川本流には漁業権が設定されておらず、稚魚放流などの増殖行為が行われていないということから、増殖行

為が行われている河川に比べ、遊漁による漁獲圧や自然環境の変化による水産資源の減少が懸念されるところです。

よって、水産資源の減少を未然に防ぐため、漁場利用の実態や資源動向などを3年とわず年度ごとに把握し、状況に応じて毎年度の許可事務へ反映するなど、きめ細かな漁場管理につなげていく必要がございます。そのため、今回の諮問においては、規則第32条第5項のただし書きを適用しまして、知事許可の有効期間を通常3年のところ、1年未満に短縮しようとするものでございます。以上が諮問の内容となります。よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

#### 佐藤会長

ただ今、第1号議案について、事務局及び県の方から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等があれば、お願いをいたします。

#### 伊藤委員

北上川の本流の現在の資源動向について、情報があれば教えていただきたいと思うのですが。

#### 野澤漁業調整課長

資源状況の全体を把握すると言うことはなかなかちょっと難しくですね、把握してございません。一方で、漁獲量を見ますと低位横ばいと言うことで、刺し網の操業件数あたりの漁獲量を見ますと、一定程度の漁獲がございまして、例えば小型定置網であれば1操業件数あたり56尾、刺し網であれば9.7キロということでございまして、その前年をみますと、小型定置網は1操業件数あたり17.5、刺し網は9.0ということで、定置につきましては逆に増えているというような状況がございしますので、漁獲による資源へのインパクトはそんなに高くないのではないかと考えてございます。

#### 伊藤委員

ありがとうございました。

#### 佐藤会長

その他、ございませんか。

他に御意見がなければ、1号議案についてお諮りをいたします。第1号議案の「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について」、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

( 全委員挙手 )

#### 佐藤会長

全員賛成でございしますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

---

第1号議案 終了

---

#### 佐藤会長

次に、第2号議案、「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について」を上程いたします。事務局からの説明をお願いします。

## 堀越主任主査

それでは、第2号議案について御説明いたします。大変申し訳ございませんが、着座にてご説明させていただきますので、ご容赦願います。それでは第2号議案、「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について」、表紙の方から説明いたします。表紙にございます要旨のとおり、漁業権が設定されていない中津川及び米内川並びに甲子川において、盛岡市が放流するあゆ及びやまめ並びに釜石市が放流するあゆ、やまめ及びいわなの育成保護を図るとともに、遊漁の秩序を維持するため、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、魚類の採捕に関し、制限する委員会指示を発動しようとするものでございます。

それでは最初に、本議案に関連する岩手県漁業調整規則の内容について、御説明いたしますので、10ページをお開き願います。第39条に各魚種の採捕禁止期間等が定められておりまして、あゆは1月1日から6月30日まで、いわなは10月1日から翌年の2月末日まで、さくらますは7月1日から翌年の2月末日まで、やまめは10月1日から翌年の2月末日までが採捕禁止期間となっております。

また、第38条では、採捕禁止区域等が定められておりまして、中津川では、「中津川と北上川との合流点から盛岡市地内の下の橋上流端までの間の水面」が採捕禁止区域となっております。なお、この中津川での採捕禁止区域に関しては、ただし書きの所で、「ただし、第3号に掲げる河川」、中津川は、ここに含まれるわけでございますが、その「河川の区域内における餌釣り、擬餌釣り、友釣り又は9月10日から10月10日までの間のあゆのがら掛けによる採捕については、この限りでない。」とされ、これらの漁法による採捕は規制の適用を受けないものとされております。

13ページをお開き願います。「魚類の採捕に関して禁止又は制限する委員会指示の取扱要領」を定めておりまして、ポイントに下線を引いております。まず「1の趣旨」の中で、「第五種共同漁業権が設定されていない河川において、自治体や任意の団体等が魚資源の保護及び増殖、河川環境の保全並びに住民等に対するレクリエーションの場の提供などを目的に稚魚等を放流する場合において、当該河川における魚類の採捕に関して禁止又は制限する当委員会の指示については、漁業法等の定めによるほか、この要領により取り扱う。」としておりまして、その下の2で「次の各号の要件のすべてを満たす場合に限り、発動する。」として、委員会指示の発動要件を整理してございます。その要件として、(1)で「指示の発動を要望する区域をその一部の区域とする市町村からの要望があること」、(2)で、その区域は「第五種共同漁業権が設定されていない内水面の区域であること」、(3)では漁場管理の要件として「次のことについて実施する計画があること。」とし、アとして、「委員会指示により採捕を禁止又は制限しようとする魚類の稚魚等の放流並びにその保護及び増殖を図るための河川環境の保全の取組みを実施すること」、この場合の「稚魚等の放流の数量」については、「別に定める数量を下回らないもの。」としてございます。

14ページをお開き願います。ページの下の方に、「参考」として、「別に定める数量」を表にしてございます。御覧のとおり、盛岡市から要望のある「中津川及び米内川」に

関しては、あゆが150キロ、やまめが40キロ、釜石市から要望のある「甲子川」に関しては、あゆが200キロ、やまめが20キロ、いわなが10キロとなっております。

13 ページにお戻り願います。この放流に関しましては、ページの下から2行目のところで「管内の任意の団体等の協力によって当該数量の放流を確実に実施できる場合には、その放流をもって市町村の放流とみなすことができる。」という取扱いとしてございます。

14 ページをお開き願います。もう一つの漁場管理の要件として、イで、「住民等に対して委員会指示を周知するとともに、その遵守状況の把握とトラブルの防止に努めること。」となっております。本議案であります、「中津川及び米内川並びに甲子川における魚類の採捕に関し、制限する委員会指示」につきましては、盛岡市と釜石市からの要望に対応し、これまでも継続して発動してきております。この度、令和5年の委員会指示の発動に関し、両市から要望書が提出されておりますので、その内容について御説明いたします。

15 ページをお開き願います。これは、令和6年3月19日付けで盛岡市長から当委員会の会長あてに提出された要望書の写しでございます。

具体的な内容については、次の16 ページを御覧願います。1の要望理由のところには、「市民遊漁の川として親しまれている中津川及び米内川を今後も維持するためには、稚魚の放流等を実施して魚類資源の増殖等に努めるとともに、河川環境の保護を図る必要がある。このことから、秩序ある遊漁を行うことにより魚類の育成保護を図るため、委員会指示を受けたく要望するものである。」と、前年の要望書と同様の内容が記載されております。次に、「2の要望の内容」として、区域及び魚種別、漁具又は漁法別の禁止期間について、「アの区域」と、「イの区域」に分けて表に整理されております。アの区域は「下の橋上流端から中津川と米内川との合流点までの中津川本流及び同合流点から米内橋上流端までの米内川本流の区域」、イの区域は「中津川と北上川との合流点から下の橋上流端までの中津川本流の区域」で、こちらも前年と同様の区域となっております。

このアの区域とイの区域について地図上に示した資料がございますので、7ページを御覧願います。この地図の黒く塗られている河川が、要望書に記載されております「アの区域」でございます。一方、地図の左下のところ、点線でお示した範囲が「イの区域」でございます。

次に、アの区域とイの区域における「採捕禁止期間」について御説明いたしますので、16 ページにお戻り願います。最初に、アの区域、下ノ橋より上流、についてですが、「あゆの餌釣り」は、令和6年7月1日から同年12月31日まで、「あゆのガラ掛け」は、令和6年7月1日から同年9月9日まで及び令和6年10月11日から同年12月31日まで、「あゆの擬餌釣り又は友釣り」は、令和6年7月1日から同年7月6日まで、「さくらますを除くその他の魚種の流し毛ばり釣り」は、令和6年6月1日から同年7月6日までが、それぞれ採捕禁止期間の要望となっております。次に、イの区域、下ノ橋より下流、については、「あゆの餌釣り」は、令和6年7月1日から同年12月31日まで、「あゆの擬餌釣り又は友釣り」は令和6年7月1日から同年7月6日まで、「さくらますを除くそ

の他の魚種の流し毛ばり釣り」は、令和6年6月1日から同年7月6日までが、それぞれ採捕禁止期間の要望となっております。

続きまして、「規制の必要性」についてですが、次の17ページを御覧願います。規制の必要性として、前年と同様に、乱獲防止、産卵親魚の保護、放流稚魚の育成保護、適正な漁場利用などが記載されております。その次に、4として、「放流計画」が記載されております。あゆの稚魚については、5月中旬に約1万7千尾、140キロ、下旬に約1万4千尾、140キロを中津川の中津川橋下流から、中の橋下流の区域に放流する計画となっております。また、やまめの稚魚については、5月に約7千2百尾、43キロを外山川と米内川の合流点下流から、上の橋下流の区域に、放流する計画となっております。

次に、18ページをお開き願います。「5の漁場管理」につきましても、前年と同様に、立て札の設置、盛岡市が依頼して河川の監視を行っている魚族監視人による巡視、河川清掃の実施が計画されております。その下の6には、「前年度の実績」として(1)の表に種苗放流等の実績、(2)の表に漁場管理等の実績が、それぞれ記載されております。また、7の「その他」には、今年の計画として、初心者向けのあゆ釣り教室を7月の第1日曜日にあたる7月7日に中津川与の字橋から毘沙門橋までの区間において、実施予定であること等が記載されてございます。以上が、盛岡市からの要望でございます。

次に、釜石市からの要望について、御説明いたします。19ページをお開き願います。これは、令和6年3月25日付けで釜石市長から当委員会の会長あてに提出された要望書の写しでございます。

続いて、20ページをお開き願います。具体的な要望内容についてご説明いたします。1の「要望理由」には、「甲子川を市民のレクリエーションの場とし、誰もが自由に遊漁を楽しめる川にするためには、各種稚魚の放流等を実施して魚類資源の増殖、保護に努めるとともに、河川環境の保護を図っていくことが重要である。また、それと同時に、甲子川をいつまでも良い状態で残していくためには、自然保護の精神に基づいた秩序ある遊漁を推進していくことも必要であり、そのためには漁場利用における制限を設定する必要がある。そこで、岩手県漁業調整規則を遵守しながら、今以上に甲子川の自然を守っていくために、委員会指示を要望するものである。」と、前年の要望書と同様の内容が記載されております。次に、2の「要望の内容」として、区域及び魚種別、漁具又は漁法別の禁止期間について、(a)の区域と(b)の区域に分けて表に整理されております。(a)の区域は「矢の浦橋上流端から五の橋下流端までの区域」、(b)の区域は「五の橋下流端から枯松沢(かれまつざわ)との合流点までの区域」とされております。

この(a)の区域と(b)の区域についても、地図上に示した資料がございましたので、8ページをお開き願います。この地図の右側の所の点線でお示した範囲が、要望書に記載されております(a)の区域でございます。一方、(b)の区域は黒く示した広い範囲の部分でございます。

それでは、(a)の区域と(b)の区域における採捕禁止期間について御説明いたしますので、20ページにお戻り願います。最初に、2の(1)、(a)の区域、五の橋より下流、についてですが、「あゆの餌釣り又はがら掛け」は、令和6年7月1日から同年12月

31日まで、「あゆの擬餌釣り又は友釣り」は、令和6年7月1日から7月6日まで、及び令和6年9月15日から同年12月31日まで、「さくらますの餌釣り又は擬餌釣り」は、令和6年6月1日から同年6月30日まで、「その他の魚種の餌釣り又は擬餌釣り」は、令和6年6月1日から、同年7月6日まで、以上の期間が、それぞれ採捕禁止期間の要望となっております。次に、(b)の区域、五の橋より上流、については、「あゆの餌釣り又はがら掛け」は令和6年7月1日から同年12月31日まで、「あゆの擬餌釣り又は友釣り」は令和6年7月1日から7月6日まで、「さくらますの餌釣り又は擬餌釣り」は令和6年6月1日から同年6月30日まで、「その他の魚種の餌釣り又は擬餌釣り」は令和6年6月1日から、同年7月6日まで以上の期間が、それぞれ採捕禁止期間の要望となっております。続きまして、「3の規制の必要性」についてですが、前年と同様に、乱獲防止、産卵親魚の保護、放流稚魚の育成保護、適正な漁場利用などが記載されております。

次に、21ページを御覧願います。4として「放流計画」が記載されておまして、あゆの稚魚250キロを新開橋上流から、砂子渡橋下流までの区域に5月に放流、やまめの稚魚20キロを鈴子町JR鉄橋上流から、愛染橋下流までの区域、いわなの稚魚10キロを不動橋上流から愛染橋下流までの区域に、それぞれ6月に放流する計画とされております。

この稚魚放流につきましては、管内の釣り団体等の協力によって実施される計画でございまして、その協力団体である「甲子川鮎釣協力会」の総会資料の抜粋を22ページから28ページに添付しております。細かい説明は省略させていただきますが、釜石市長も当該団体の役員の一人名となっており、また、事務局は釜石市役所の水産課が担っていて、これまで市との強い連携の下で稚魚放流等を行ってきた経過がございまして、本年も稚魚放流や啓発普及活動等を行う計画とされております。

次に、21ページにお戻り願います。5の「漁場管理」についてでございます。遊漁方法や遊漁期間に関する制限について、市の広報誌に掲載して市民に周知すること、資源保護及び遊漁マナーの向上のため、ポスターの掲示を行うこと、甲子川漁業監視員による巡視、河川清掃の実施等が計画されております。

29ページをお開き願います。前年度の「稚魚等の放流実績」が記載されております。釜石市のほか、甲子川鮎釣協力会の協力も得ながら、あゆ等の種苗放流が計画どおり実施されております。

次に30ページをお開き願います。前年度の「漁場管理の実績」が記載されております。稚魚の放流のほか、河川敷のゴミ拾い、資源保護及び遊漁マナーの向上を目的としたポスターの掲示、漁業監視員による巡視などが実施されております。以上が、釜石市からの要望でございます。

次に31ページをお開き願います。前段で御説明しました「魚類の採捕に関して禁止又は制限する委員会指示の取扱要領」で規定する委員会指示発動要件でございまして、盛岡市及び釜石市からの要望内容を表に整理しましたところ、適否欄にありますとおり、委員会指示を発動する要件を満たしているものと判断されますことから、事務局案とし

て、これまでと同様、「魚類の採捕に関し、制限する委員会指示」を発動することが適当である、としました。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。これが指示案本文となります。委員会指示の内容について、1ページ及び2ページに示しております。冒頭部分について、読み上げます。岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次の河川における魚類の採捕に関し、次のとおり制限する。ただし、知事の許可を受けた者が行う試験研究等については、この限りでない。この場合において、当該知事の許可を受けた者は、当該試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その旨を岩手県内水面漁場管理委員会に報告しなければならない。県報掲載の日付につきましては、本日、御承認いただければ、5月28日の火曜日を予定しております。会長名でお出しします。以下の委員会指示の内容につきましては、先ほど御説明いたしました盛岡市及び釜石市の要望内容と同じですので、読み上げは、省略させていただきます。

続きまして、3ページから4ページは、令和5年委員会指示と令和6年委員会指示(案)を示した新旧対照表でございます。変更となる箇所を下線を引いております。また、一番右側に変更の理由等を記載しております。

次に、5ページを御覧願います。委員会指示が発動された際の状態について、5ページに中津川及び米内川、6ページに甲子川における水産動物の採捕について、県漁業調整規則による規制と、当該委員会指示による規制について、整理しております。5ページの「中津川及び米内川」についてですが、「魚種別」、「漁具又は漁法別」に、「採捕禁止期間」を示しております。グレーの箇所は、県漁業調整規則による禁止、黒色の箇所が、委員会指示による禁止、色付けしていない箇所が、採捕できる期間を表しております。「甲子川」については、次の6ページに同様のものを示しております。

以上で、第2号議案の内容の説明を終わらせていただきます。なお、この委員会指示につきましては、県報掲載に当たり、県の法規担当と協議する関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるよう、お願いいたします。よろしく御審議の程、お願いいたします。

#### 佐藤会長

ただ今、第2号議案について事務局から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

#### 伊藤委員

1ページと2ページにわたって表示されている、1ページの中津川の魚種、あゆについてですけれども、がら掛けについては期間が令和6年7月1日から9月9日までと同年10月11日から12月31日までとあるんですけど、甲子川の方は疑似釣りとは釣りのところに9月15日から同年12月31日までの禁止期間があるんですけど、がら掛けまたは釣りのところでちょっと変えてあるんですけど、この違いと言うのはどんな意味があるんでしょうか。

## 工藤沿岸広域振興局水産部長

がら掛けを禁止する期間につきまして、がら掛けなどで魚のために産卵床を作っていると、ところを狙ってしまうと資源に根こそぎダメージを与えてしまうので、産卵期に採れないようにするというのが基本的な考え方となっています。

## 佐藤会長

実際に釣りをやってる人だと、今工藤部長が言ったように、がら掛けと友釣りでは、これくらいの釣果が出てくるんだよ、と言うのが分かっている人だと、こういった規制がないとまずいよね、と言うことが分かるんですけど。

## 佐藤会長

その他ございませんか。

その他に御意見がないようであれば、第2号議案についてお諮りをいたします。第2号議案、「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

( 全委員挙手 )

## 佐藤会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定いたします。

---

第2号議案 終了

---

## 佐藤会長

次に、第3号議案「ブラントラウトの放流を禁止する委員会指示について」を上程いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

## 堀越主任主査

引き続き、着座にてご説明させていただきますので、ご容赦願います。それでは、第3号議案、ブラントラウトの放流を禁止する委員会指示について御説明いたします。

第3号議案、ブラントラウトの放流を禁止する委員会指示について。表紙にございます要旨のとおり、産業管理外来種であるブラントラウトについて、在来種への影響を低減し、水産動物の保護を図るため、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、本県内水面への放流を禁止する委員会指示を発動しようとするものでございます。本委員会指示は、前回、第277回内水面漁場管理委員会における議論を踏まえ、具体的な指示内容(案)についてお諮りするものでございます。

始めに、4ページ目をお開き願います。最初に説明しました、漁業法における委員会指示の根拠法令となります。第120条の海区漁業調整委員会を内水面漁場管理委員会に読み替え、委員会として必要があると認める時は関係者に対して必要な指示を出すことができることを定めた条文となります。今般、発動しようとする委員会指示は、第2号議案同様、この規定に基づく指示となります。

次に、2ページ目にお戻り願います。委員会指示発動の必要性について整理しました。

読み上げて説明させていただきます。

委員会指示の必要性について。1、ブラウントラウトについて。ブラウントラウトは、平成28年頃から本県の和賀川水系で捕獲されているほか、距離的に近い秋田県の横手川水系で繁殖が確認されている外来魚。

平成27年3月に環境省・農林水産省によって公表された「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」において、「産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）」に分類され、魚食性が強いほか、いわな等と交雑するなど、在来種への影響が大きい。

オオクチバス（通称：ブラックバス）等は「特定外来生物」として「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、飼育、栽培、保管及び運搬が原則禁止されているが、産業管理外来種に関する法律上の規制はない。

平成29年11月に水産庁が取りまとめた「水産分野における産業管理外来種の管理指針」では、「公的規制による対応」として、「水産動植物の繁殖保護等を図るため、在来種が生息する水域への分布拡大による食害、競合及び交雑を防ぐ必要がある場合等において、地域の実情を踏まえ、必要に応じて内水面漁業調整規則や内水面漁場管理委員会指示等により水産分野における産業管理外来種の移植を禁止する等の措置を講ずることとする。」とされている。

2、他道県の対応。

北海道、北海道漁業調整規則第47条で、卵を含むブラウントラウトの内水面への移植を禁止。

秋田県、秋田県内水面漁場管理委員会指示第3号で、ブラウントラウトの生きたままの持出し、卵を含む移植及び再放流を禁止。期間、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

山梨県、山梨県内水面漁場管理委員会指示第4号で、卵を含むブラウントラウトの内水面への移植を禁止。期間、令和5年11月17日から令和7年11月16日まで。なお、平成28年11月17日に、期間を1年として最初の委員会指示を発動。平成29年度以降は期間を2年として現在も継続中。山梨県から聞き取り。

岐阜県、平成27年4月17日から、委員会指示によりブラウントラウトの生きたままの持出しと移植を禁止。岐阜県HP掲載情報。

滋賀県、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第27条第1項の規定により、ブラウントラウトを含む指定外来種を県が指定し、これらの飼育者に対し届け出を義務付けるとともに、野外へ放すことを禁止。

3、委員会指示の必要性及び指示の期間。（1）、本県内水面において、ブラウントラウトによる在来種への影響を低減し、水産動物の保護を図るため、その放流を禁止する委員会指示を発動する。（2）、指示の期間は、発動の日から1年間とする。

4、今後の対応新たな生息域が確認される等、外来魚の拡散には今後とも注意する必要があることから、外来魚生息状況調査を継続し、実態把握に努める。

指示の期間につきましては、秋田県の指示期間は1年でございますが、山梨県も委員

会指示で放流を禁止する際、最初の指示は1年間の期間とし、2年目以降、2年間の指示としてございます。このため、山梨県及び秋田県に倣って、指示の期間も1年間の案とさせていただいたところでございます。

次に、別綴りで用意しました水産庁のパンフレット、「水産分野における産業管理外来種の管理について」、3ページをお開き願います。パンフレットの内容については前回、詳細に説明しておりますので、今回詳しい説明は省略させていただきますが、3ページに、ニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトの分布状況が示されてございます。このうちブラウントラウトは、日本海側と北海道を中心に分布が広がっており、本県では未確認とされておりますが、必要性のところで説明したとおり、秋田と隣接する和賀川で捕獲されているとの情報があり、本県でのブラウントラウトの分布拡大を早急に防ぐ必要があることから、本委員会指示を発動しようとするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思っております。これが指示案本文となります。ページ中段、「指示の内容」について、読み上げます。

1、指示の内容。(1)、ブラウントラウト(卵を含む。以下同じ。)を2の区域に放してはならない。(2)、ブラウントラウトを2の区域において採捕した者は、これを生かしたままその区域から持ち出してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

2、指示の区域。県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面。

3、指示の期間 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで。

県報掲載の日付につきましては、本日、御承認いただければ、5月28日(火)を予定しております。会長名でお出しします。

なお、指示の内容(1)においては、キャッチアンドリリースを含む、あらゆる放流行為を禁じており、(2)では採捕した場合は、生かしたまま持ち出すことを禁じることにより、採捕したその場でブラウントラウトの処分を求めるものとなっております。

以上で、第3号議案の内容の説明を終わらせていただきます。なお、この委員会指示につきましては、県報掲載に当たり、県の法規担当と協議する関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるよう、お願いいたします。よろしく御審議の程、お願いいたします。

#### 佐藤会長

ただ今、第3号議案について事務局から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

#### 佐井委員

意見でも質問ではないのですが、3ページの今後の対応の部分ですね、外来種生息状況調査を継続し、実態把握に努めると言うので事務局の方には頑張ってくださいと思います。あともう一つ、岩手県漁場管理委員会の名前でもいいんですが、隣の秋田県の漁場管理委員会さんともですね、連絡とりながら持ち込まないようにお互いにですね、情報共有をしながらですね、進んでいけたらいいのかなと思います。このブラウントラウトに関しましては、昔ですね、国が食料として持ち込んだものなので、この繁殖力は

生物的にもすごくたくましいものがあるんですね、それを利用しようと言う部分も、産業管理とっていう部分では、これからどういう時代が来るか分かりませんが、食料としての可能性もあると思いますので、その辺、釣り堀だったりですね、自然の河川で繁殖しないようにですね、水産振興課さんの方でチェックしていただいていますね、皆さんで取り組んでいていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 佐藤会長

その他はございませんか。

今、佐井委員さんから言葉がございましたが、私も約一年ちょっと前に佐井委員からこのような話の提案があつて、一年ちょっとかかりましたが、まあここまでこぎ着けたよと言うところは評価すべきでなかろうかなというふうに思います。

同じ立場にあるものですから。

#### 佐藤会長

その他はございませんか。

#### 佐藤会長

他に御意見等がないようでございますので、3号議案についてお諮りします。第3号議案、「ブラウントラウトの放流を禁止する委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

( 全委員挙手 )

#### 佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

---

第3号議案 終了

---

#### 佐藤会長

続きまして、「報告事項」に移ります。報告事項「令和5年度漁業権非設定河川への魚類放流実績について」県の方から御説明をお願いします。

#### 野澤漁業調整課長

水産振興課の野澤と申します。以後、着座にて失礼いたします。

緑の資料になります。

令和5年度の漁業権非設定河川への魚類放流実績を報告します。県では、利用実績の情報が少ない漁業権非設定の河川及び湖沼について、放流状況等の水面利用の利用を把握し、適切な利用を促進するため、関係者に対して、毎年調査を実施しております。

今回、その調査結果を報告するものでございます。

資料1ページをご覧ください。1の「釣り大会等の短期的に漁場を利用するもの」につきまして、花巻市では葛丸川淡水魚愛護組合が、葛丸川へやまめを放流しました。

続いて、2の「種苗を放流し長期に漁場を利用するもの」について、洋野町では大野自然を守る会が、有家川と高家川へ6月にやまめといわなを放流しましております。宮

古市では八木沢川を守り育てる会が、八木沢川へ7月と10月にやまめを放流しました。盛岡市では市が、中津川と米内川へ、5月と6月にあゆを放流しました。花巻市では葛丸川淡水魚愛護組合が、葛丸川へ6月にやまめを放流しましております。また日本へら鮎釣研究会岩手地区によるへらぶなの放流がございまして、10月に一戸菜魚湖(ななこ)へら池や北上後堤(うしろづつみ)などに行われました。

続いて、2ページをご覧ください。釜石市では甲子川鮎釣協力会、釜石市及び釜石大槌地区行政事務組合が、甲子川へ5月にあゆ、6月にやまめ及びいわなを放流、なお、釜石市は、片岸川と熊野川にも5月にやまめといわなを放流してございます。また、雫石町では、雫石川漁業協同組合が葛根田川へ6月にいわなを放流してございます。3の「前年度との比較」につきまして、釣り大会等の短期的漁場利用では、新型コロナウイルス感染症対策のため令和2年度、3年度に中止されていた、花巻市の葛丸川でのやまめ放流が3年ぶりに再開されました。また、種苗放流による長期漁場利用におきましては、令和4年度のみ実施された陸前高田市の川原川での放流会の種苗放流分が減少しましたが、日本へら鮎釣研究会岩手地区による放流が再開されたこと、また、雫石町でいわなの放流がされたことから、令和4年度と比較して市町村数及び放流河川は同数、延べ放流回数は増加傾向となっております。報告は以上です。

#### 佐藤会長

ただ今、県の方から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等があったら、お願いをいたします。

#### 佐藤会長

御意見等がないようでございますので、次に「その他」に移りたいと思います。

#### 佐藤会長

その他でございますが、委員の皆様方から、委員の中で共有したい情報などがあったらお願いしたいと思いますが。はい、佐井さんどうぞ。

#### 佐井委員

漁場管理委員会の中で議題にするものかどうかちょっと分かりませんが、その水産の振興の妨げになりつつあるものとして、外来種だったりですね、河川環境の変化とかございしますが、かねてから最近増えているカワウに関して色々な調査だったりですね、被害の方が全国的に報告されております。岩手県さんの方でもカワウの調査、後はそのリサーチに関しては一生懸命やってらっしゃるということで、皆さん把握されておりますが、あの全体的な岩手県、北上川流域の地図を見ますとですね、カワウのコロニーだったり、ねぐら・繁殖するところが、岩手県が把握している河川区域ではなくて、国が管理している河川区域、特に国土交通省さんの区分の河川区域に繁殖がみられるというふうに感じております。で、第1号議案の時に伊藤絹子先生が、北上川流域の資源に関しての状況はどうかという話がありましたが、これ国土交通省さんの方で、水辺の国勢調査で魚類から鳥類、あとはその底生生物からすべてデータを持っております。なので、もしですね、今後国土交通省さんの方にですね、カワウに関する色々なその打ち合わせとかですね、そういう情報共有の場があればですね、漁場管理委員会という名前は重い

のですが、事務局から動いて情報の提供だとかですね、もしくはその、国土交通省さんの敷地で増えているカワウが県の河川に行ってカワウがその被害をもたらしているということは事実、そういう状態ですので、国交省さんの方に駆除してくれとは言えませんが、そういう風なこういう現状について質問とかですね、そういうものはした方がいいのかなと思います。以上です。

#### 佐藤会長

はい、ありがとうございます。

その他はございませんか。はいどうぞ。

#### 村山委員

この場でお話しして良いものかどうかちょっと分からないのですが。2月にですね、インストラクターの総会やった時にゲストとして、水産庁の方とか、それから釣り雑誌の会長さん、鈴木康友さん、色々御招待して総会やったんですけど、その中で今、川に全国的にハヤがいなくなった、それが何故かと色々調査した結果、ネオニコチノイド系の農薬、それが非常に原因大きいんじゃないかと言うお話しがありまして、その後、農薬というものは、稲作で、黒点病、カメムシが稲穂をかじると米に黒い点がつくみたいなんです。それが等級にかなり影響するので大量に散布すると言うのがあったみたいです。これがネオニコチノイド系の農薬は今、使っていない国は韓国と日本だけみたいです。中国も禁止した。国内では佐渡のトキ守るために、佐渡の農協さんの方で単独で使用をやめよう。そういうことで今禁止してるみたいです。そのおかげでトキが自由にどじょうを食べたりですね、そういったものでどんどん増えてきてると言ったようなお話しがありました。で、国会の方でも議員さんの方をお願いして、ネオニコ系の農薬を禁止という方向で質問出ました。

で今一番、ネオニコに関して詳しく情報とるためにはユーチューブ、ネオニコ系の農薬の件に関するかなり大騒ぎなんです。その辺は、我々も川へ行って魚がハヤがいなくなった、かじかいなくなった、カワムシもいなくなったんです。そこに一生懸命放流している。当然育つわけがない。

今日も中津川にあゆの放流してきたんですけど、いつも7月7日の釣り大会、釣り教室ですね、それやるんですけど毎年、その当日になると釣れないんですよ。残念ながら、去年あれほど放流しても9匹だけでした。ですから、このまま一生懸命放流すればじゃあ魚が増えるかと言えばちょっと疑問があるんですけどね。

今回もこの議題も色々なところでいろんな団体が放流なんかしてるんですけど、それネオニコチノイド、この農薬系も県として少し頭の隅っこにおいていただきたいな、というのが今の話です。鈴木康友さん、日本釣り振興会の会長やってまして、秋田の佐々木会長が、釣り東北って雑誌の会長さんなんですけど、日釣振の方々が一生懸命国の方へ訴えかけていると言うのが今あります。その辺のところ県として同行するってことはたぶんできないかも知れないけど、そういった原因があるんじゃないかに行った情報を仕入れて隅っこにおいておいていただければと思います。

ちょっと余計なことかも知れないんですけど。

## 佐藤会長

ありがとうございます。

ただいまの情報は、非常に貴重な情報でなかったかと思いついておりました。

されど相手は日本人が主食とする米作りのためだと言う部分ありますので、動くにも動きづらい部分があるんだろうなと思いついておりました。

その他、委員の皆さんからなにかございませんか。

今の情報について、水産振興課はこのような動きまでは聞いてるよとか、このような働きかけで頑張っていきたいと思いつくぐらいは言えるんですか。

## 野澤漁業調整課長

あの今の貴重な委員からの、農薬の話はお伺いしましたので、情報収集をしっかりとやる必要があると思いつくので、他の農林部門とかですね、そういったところから情報収集して、ちょっとその辺は今後の部分について、検討していきたいと思いつくけど、まず情報収集といったところで今日伺ったところについてはですね、そういったところから取り組んで参りたいと思いつく。

## 佐藤会長

どちらの意見を束ねるのも、先ほど退席した部長さんだからね。

## 佐藤会長

その他、委員の皆さんからなければ、県の方からは情報提供はございませんか。

## 野澤漁業調整課長

ございません。

## 工藤沿岸広域振興局水産部長

先ほど2号議案で伊藤先生からの質問に対して回答させていただいたのですが、ちょっと言葉足らずだったので補足をさせていただければと思いつくのですが、中津川と甲子川で7月6日から9月10日までは両方ともがら掛けに関して禁止する。それに関しては、友釣りをやっている横でがら掛けとかをやられてしまうと、友釣りに影響が出るからそこは禁止する。

つぎに中津川は9月10日から10月11日まではがら掛けができるようになるのですが、甲子川は海に流れ込む河川で、産卵床が形成されるところがあつて、そこでがら掛けをやってしまうと、資源への影響が大きいので甲子川の方はその期間のがら掛けは禁止しているとなっております。

## 佐藤会長

はい、ありがとうございます。

その他はないようでございますので、事務局からは何かありませんか。

## 横沢事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。次回の委員会につきましては、緊急の案件がない限り、委員改選後の12月の開催を予定しております。以上でございます。

## 佐藤会長

はい、それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を

閉会いたします。皆様、大変、御苦勞様でございました。

---

終了（午後2時46分）

---